

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 9月30日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 北 村 美 佳

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年10月30日 午前 9時00分から 令和 8年11月 6日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年11月13日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年12月 4日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年11月16日 午前 9時00分から 令和 8年11月17日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年9月30日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	3,690,000 2,952,000	一括	738,000	48,903	8,158
1	30,000				
2	1,410,000				
3	2,250,000				



物 件 目 録

1 所 在 水戸市千波町字地藏前

地 番 1167番3

地 目 宅地

地 積 116.35平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

持分6分の1

2 所 在 水戸市千波町字地藏前

地 番 1167番13

地 目 宅地

地 積 169.08平方メートル

3 所 在 水戸市千波町字地藏前1167番地13

家屋 番号 1167番13

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 70.38平方メートル
2階 52.17平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 1月22日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 片 見 光 雄

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 水戸市千波町字地蔵前
地 番 1167番3
地 目 宅地
地 積 116.35平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 亡A相続財産 持分6分の1

- 2 所 在 水戸市千波町字地蔵前
地 番 1167番13
地 目 宅地
地 積 169.08平方メートル

所有者 亡A相続財産

- 3 所 在 水戸市千波町字地蔵前1167番地13
家屋 番号 1167番13
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 70.38平方メートル
2階 52.17平方メートル

所有者 亡A相続財産



令和 7 年（ケ）第 163 号
令和 7 年 11 月 20 日受理
令和 7 年 12 月 23 日提出
（評価人 齋藤清人）

現況調査報告書

水戸地方裁判所
執行官 粉川 宗尚

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 水戸市千波町字地藏前
地 番 1167番3
地 目 宅地
地 積 116.35平方メートル
共有者 亡A相続財産 持分6分の1

2 所 在 水戸市千波町字地藏前
地 番 1167番13
地 目 宅地
地 積 169.08平方メートル
所有者 亡A相続財産

3 所 在 水戸市千波町字地藏前1167番地13
家屋 番号 1167番13
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 70.38平方メートル
2階 52.17平方メートル
所有者 亡A相続財産



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	■（住居表示未実施） □			
土地	物件1, 2			
現況地目	■宅地（物件 2 ） ■公衆用道路（物件 1 ） □ （物件 ）			
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □			
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本件土地に下記建物を所有し、占有している。 ■物件1の土地は公衆用道路として使用されている。 □「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	本件土地の公図は、精度に難のある旧土地台帳附属地図であり、試みとして簡易なCADによって公図面積を測定して公簿のそれと比較してみたところ、その差は数十%と極めて大きいものであった。 しかし、こうした公図であっても、各土地のおおよその形状及びその相互の配列状況については重要な手掛かりとなり、また、境界が直線か否かという地形的、定性的な問題については比較的信用性が高いと一般には評価されている。 そこで、こうした評価を前提に、本件土地と公図の形状比較をしたところ、顕著な相違は認められなかった。 また、昭和51年と古いものの、分筆に伴う地積測量図が作成されており（ただし、物件1の土地に関する部分はいわゆる「残地法」による求積であることに注意）、同図面と現地概測結果との間に顕著な相違は認められなかった。 以上のような事実をもとに、本件土地の特定及びその地積に関する重大な不利益は存在しないものと判断した。			
建物	物件3			
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である。 □公簿上の記載と次の点異なる（□主たる建物 □附属建物）。 □種類： □構造： □床面積：			
物件目録にない附属建物	■ない □ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;"> 種類： 構造： 床面積： </td> </tr> </table>		{	種類： 構造： 床面積：
{	種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり			

（注） チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（2枚目）

上記以外の敷地 （目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	1. 本物件において不自然死が発生しているとの風聞があり、茨城県警察水戸警察署に照会を実施したものの、回答を得ることができなかった（ただし、いわゆる事故物件情報を掲載しているインターネット上のサイトには本物件と思われる不動産に関する記載がなされていた）。 2. 外壁の一部にひび割れが認められる。 3. 小屋裏収納あり
執行官保管の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり

（注） チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（ 3 枚目 ）

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
B (本件所有者亡A相続財産清算人弁護士)	1 本物件に（は）、 (1) 空き家となっています。 (2) 新築以降の増改築があるかどうかわかりませんが、内装がきれいであることなどから、前所有者が不自然死した後にリフォーム工事が実施されたものを現所有者が入手したのではないかと推測しています。 (3) 第三者の所有物があるかどうかはわかりません。 (4) 境界争い等隣地との紛争があるかどうかはわかりません。 (5) 経年劣化や自然災害等による故障不具合は目視する限り見当たりません。 2 本物件の鍵は当職が管理していますので、貸与します。 【回答書要旨】

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執行官の意見

- 1 本件における各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地・建物の占有状況については、本件所有者亡 A 相続財産清算人弁護士 B の陳述及び上記現場の状況等を考慮して、二、三枚目記載のとおり認定した。

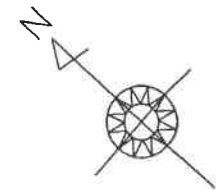
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年11月14日(金)	当 庁	役場（所）照会（照会書郵送）
令和7年11月17日(月)	阿久津法律事務所	相続財産清算人照会（照会書持参）
令和7年11月20日(木)	水戸警察署	警察照会（照会書持参）
令和7年12月4日(木) 14：25－15：00	物件所在地	立入調査 占有調査 図面作成・写真撮影 □債務者・□所有者・□ か ら聴取 評価人同行
年 月 日() ： － ：		
年 月 日() ： － ：		
年 月 日() ： － ：		
年 月 日() ： － ：		
(特記事項) ■ 令和7年12月4日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 C を立ち会わせ、 B から貸与を受けた鍵を用いて解錠し、建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

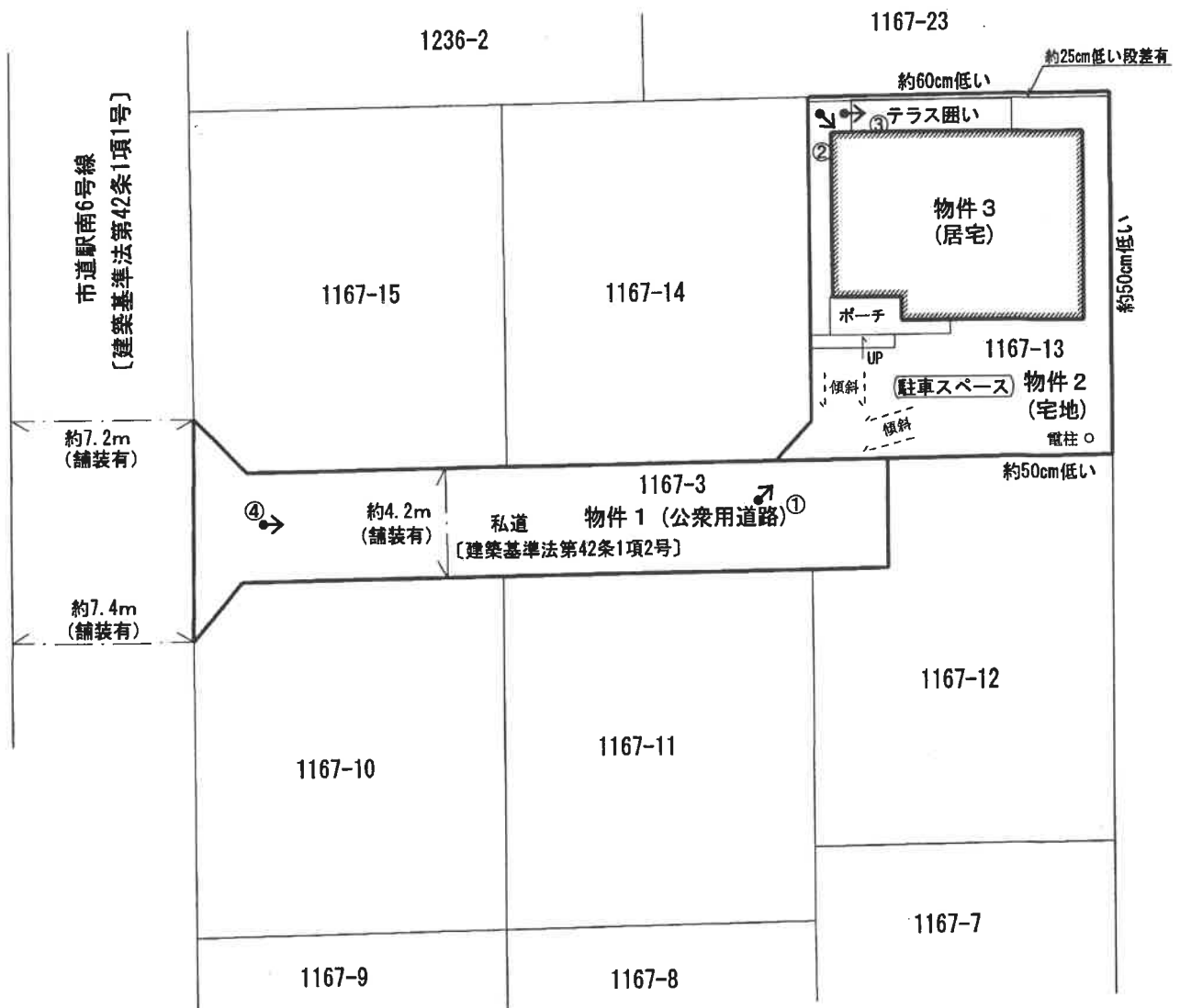
（注） チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（ 6 枚目 ）

土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第163号



《凡例》
撮影方向: ←
写真番号: ①

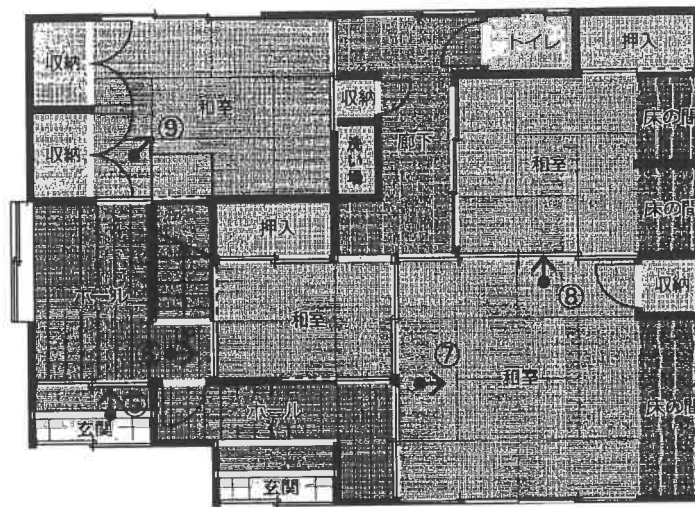


※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません。

建物間取図（略図）

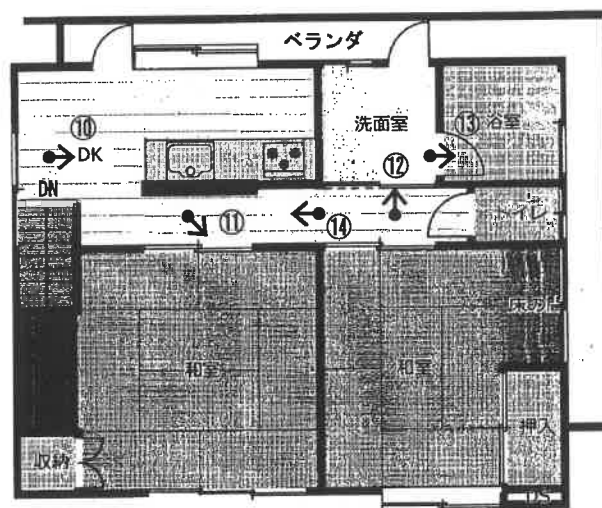
令和7年（ケ）第 163 号

物件3：（居宅）



《凡例》
撮影方向： ←
写真番号： ①

1階 70.38㎡（登記に同じ）



2階 52.17㎡（登記に同じ）

※図面と現況が異なる場合は現況が優先となります。



写真1



写真2

外壁のヒビ

写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13



写真14



写真15

小屋裏収納



令和 7年（ケ）第 163号
令和 7年11月13日 受 命
令和 7年12月 4日 現地調査
令和 8年 1月 5日 評 価
令和 8年 1月 5日 提 出

水戸地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
齋藤 清人

第1 評価額

一 括 価 格	
金 3, 6 9 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 3 0, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 1, 4 1 0, 0 0 0 円
物件 3 (建物)	金 2, 2 5 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 ないし 3 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 2 の内訳価格は物件 3 建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 3 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 在 番 目 積	次頁物件目録記載のとおり	公衆用道路
2	所 地 地 地 在 番 目 積	次頁物件目録記載のとおり	左記に同じ
3	所 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	次頁物件目録記載のとおり	左記に同じ
特記事項			
※物件1については持分6分の1が評価対象である。			

物 件 目 録

1 所 在 水戸市千波町字地藏前
地 番 1167番3
地 目 宅地
地 積 116.35平方メートル

共有者 亡A相続財産 持分6分の1

2 所 在 水戸市千波町字地藏前
地 番 1167番13
地 目 宅地
地 積 169.08平方メートル

所有者 亡A相続財産

3 所 在 水戸市千波町字地藏前1167番地13
家屋 番号 1167番13
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 70.38平方メートル
2階 52.17平方メートル

所有者 亡A相続財産

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位 置 ・ 交 通	J R 常磐線「水戸」駅の南西方約1.8km（道路距離、以下同じ） 最寄バス停「払沢地蔵前」の南方約50m （別添「物件位置図」参照）	
付 近 の 状 況	付近は、幹線道路背後の一般住宅のほか共同住宅も見られる住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地 指 定 その他規制等	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% 指定なし なし 立地適正化計画・居住誘導区域
画 地 条 件	形状、間口・奥行等は、概ね別添「土地建物位置関係図」のとおりである。 規模（地積）については、現地で概測したところ、物件1・2共に登記数量と概ね一致しているものと判断した。	
接面道路の状況	【物件1】 〔北西側〕市道駅南6号線（建築基準法第42条1項1号） ：幅員約7.2～7.4m、舗装有 【物件2】 〔南西側〕私道（建築基準法第42条1項2号） ：幅員約4m、舗装有 ※本物件1そのものが、建築基準法第42条1項2号の道路となっている。	
土地の利用状況等	【物件1】 土地共有者Aが他の共有者と共に公衆用道路として使用し、占有している。 【物件2】 土地所有者が物件3建物を所有し、占有している。 ※土地建物内訳価格算出のために、物件3建物（居宅）の法定地上権の成立を考慮して評価する。 ◎物件2土地の全部（169.08㎡）	

供給処理施設	【上水道】あり 【ガス】あり 【下水道】あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	公開資料に基づく調査並びに土地使用の履歴等から推定して、土壌汚染対策法に定められた特定汚染物質の影響リスクは低いものと判断される（土壌汚染に関連した市場性修正は行わない）。但し、評価人としての調査には限界があるため、詳細については別途専門調査機関による調査を要する。
特 記 事 項	(1) 本土地の現況等について 物件2土地には、物件3建物のほか当該建物に附随するテラス囲い、駐車スペース等が存する（別添、土地建物位置関係図参照）。 (2) 地中埋設物の存在について 現状を目視した結果、地中埋設物の存在を窺わせる状況は見受けられなかった。但し、掘削してみないことには詳細は不明である。 (3) 物件1について 物件1土地は、他の共有者と共に道路として利用されており、また、共有持分のみが目的不動産となっているため、当然には買受人は単独使用することができず、管理・処分等に法的制約を受ける可能性があるほか、使用方法について他の共有者との話し合いや合意等が必要となる場合があり、紛争の可能性も否定できない。よって、これらのリスク減価を▲30%と査定し、市場性修正率を0.70とした。

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数	平成 6年 5月30日新築 約32年 満了
仕様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 設備	木造 瓦葺 モルタル吹付 ビニールクロス貼等 ビニールクロス貼、目透かし天井等 合板フローリング、畳等 電気・ガス・給排水衛生設備等 ※競売手続きにおいては、建物に附属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明
床面積（現況）	1階 70.38㎡ 2階 52.17㎡ 計 122.55㎡	※増築等はなく、登記と現況数量は同じである。 なお、小屋裏収納は存するが、簡易な工作となっており、床面積不算入と判断した。
現況用途等	階層 現況用途 間取り	2階建 居宅 別添「建物間取図(略図)」のとおり
品等	使用資材 施工	普通 普通
保守管理の状態	保守管理状態は「やや劣る」と判断される。	
建物の利用状況	建物所有者が本建物を居宅として占有している。	

特 記 事 項	(1) 建築確認・検査済証について (水戸市役所建築指導課調べ) ・ 建築確認(平成5年6月3日付・第388号) ○ 主要用途：住宅 ○ 工事種別：改築 ・ 工事完了後の検査済証は無し (2) 本建物の損傷等の状況について 本建物の内外部を確認した結果、経年相応の劣化、外壁の汚損・罅割れ等が見受けられたが、内装で特に目立った損傷等は確認されなかった。 但し、シロアリ被害や雨漏りのほか建物の傾き等の詳細については専門調査機関による調査を経ないと確定できない。 また、現況調査報告書記載の通り、本建物内で不自然死があった可能性がある。 (3) アスベスト関連事項について 非飛散性アスベスト使用建材、飛散性(吹付け)アスベストは目視する限りにおいて使用されている可能性は少ない。アスベスト使用リスクは木造建物の範囲内であり、使用可能性による市場性修正を要しないものとした。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の更地価格を以下のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	共有持分 割合 エ	更地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	51,900	0.10	116.35	$\frac{1}{6}$	100,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 水戸-29

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $50,300\text{円}/\text{m}^2 \times 100.0/100 \times 100/103 \times 100/94.1 = 51,900\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：角地+3

◇地域格差：交通・接近条件（駅への接近性▲1.0）環境条件（居住環境▲5.0）

イ 個別格差：私道減価▲90

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 共有持分割合：1/6

② 物件2（土地）

更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
2	51,900	0.81	169.08	0.90		6,400,000

ア 標準画地価格については上記①に同じ

イ 個別格差：画地条件（間口・奥行の関係▲15 高低差▲5）

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

③ 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
3	250,000	122.55		0.035	1,070,000

ア 再調達原価 : 対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積 : 登記数量による。

エ 現 価 率

経過年数約32年、経済的全耐用年数25年、経済的残存耐用年数0年、観察減価及び中古建物の市場性減価30%、残価率5%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率 = {残価率5% + (1 - 5%) × (経済的残存耐用年数0年 / 経済的全耐用年数25年)} × (1 - 観察減価30%) ≒ 0.035

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
2	6,400,000	0.55 法定地上権	3,520,000

イ 土地利用権等割合：法定地上権 0.55

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②カ, 1③ オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	100,000			0.49	0.70	30,000
2	6,400,000	-3,520,000		0.70	0.70	1,410,000
3	1,070,000	+3,520,000		0.70	0.70	2,250,000
一括価格(合計)						3,690,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件1・2・3 心理的瑕疵物件▲30
物件1 共有持分リスク▲30

オ 競売市場修正：評価の条件記載欄の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 水戸-29

所 在：茨城県水戸市千波町字中道北1411番4
地 目：宅 地
価 格：50,300円／m²
位 置：J R 常磐線「水戸」駅の南西方約1.8km（道路距離）
価 格 時 点：令和 7年 1月 1日
地 積：315m²
供給処理施設：水道, 下水道
接 面 街 路：東側4m市道 側道あり（角地）
用途指定等：市街化区域 第1種低層住居専用地域（建蔽率40%、容積率80%）
地域の概要：一般住宅、アパート等が混在する既成住宅地域

第7 附属資料

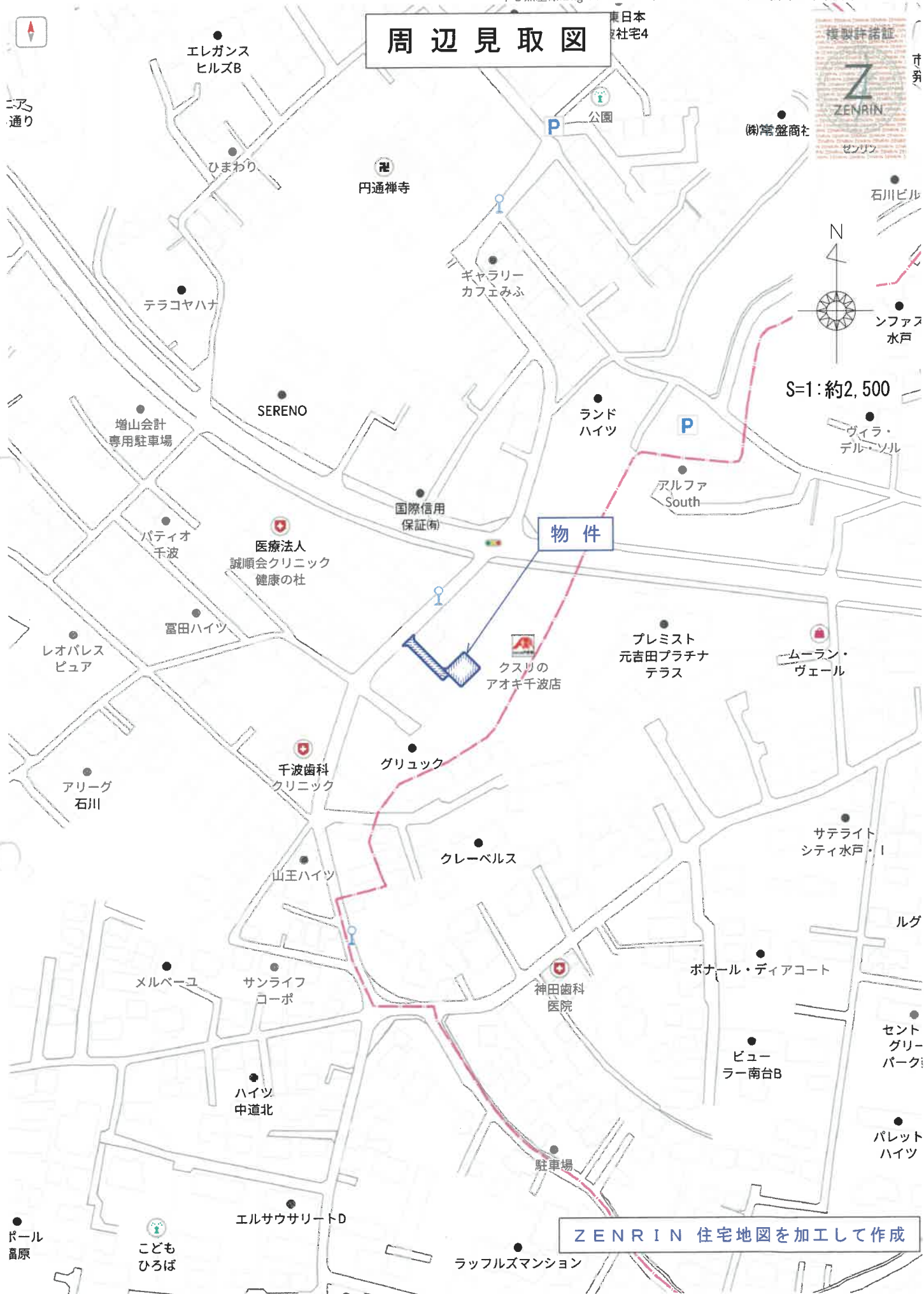
1. 物件位置図
2. 周辺見取図
3. 地図に準ずる図面写
4. 地積測量図写
5. 建物図面・各階平面図写
6. 土地建物位置関係図
7. 建物間取図（略図）

以 上

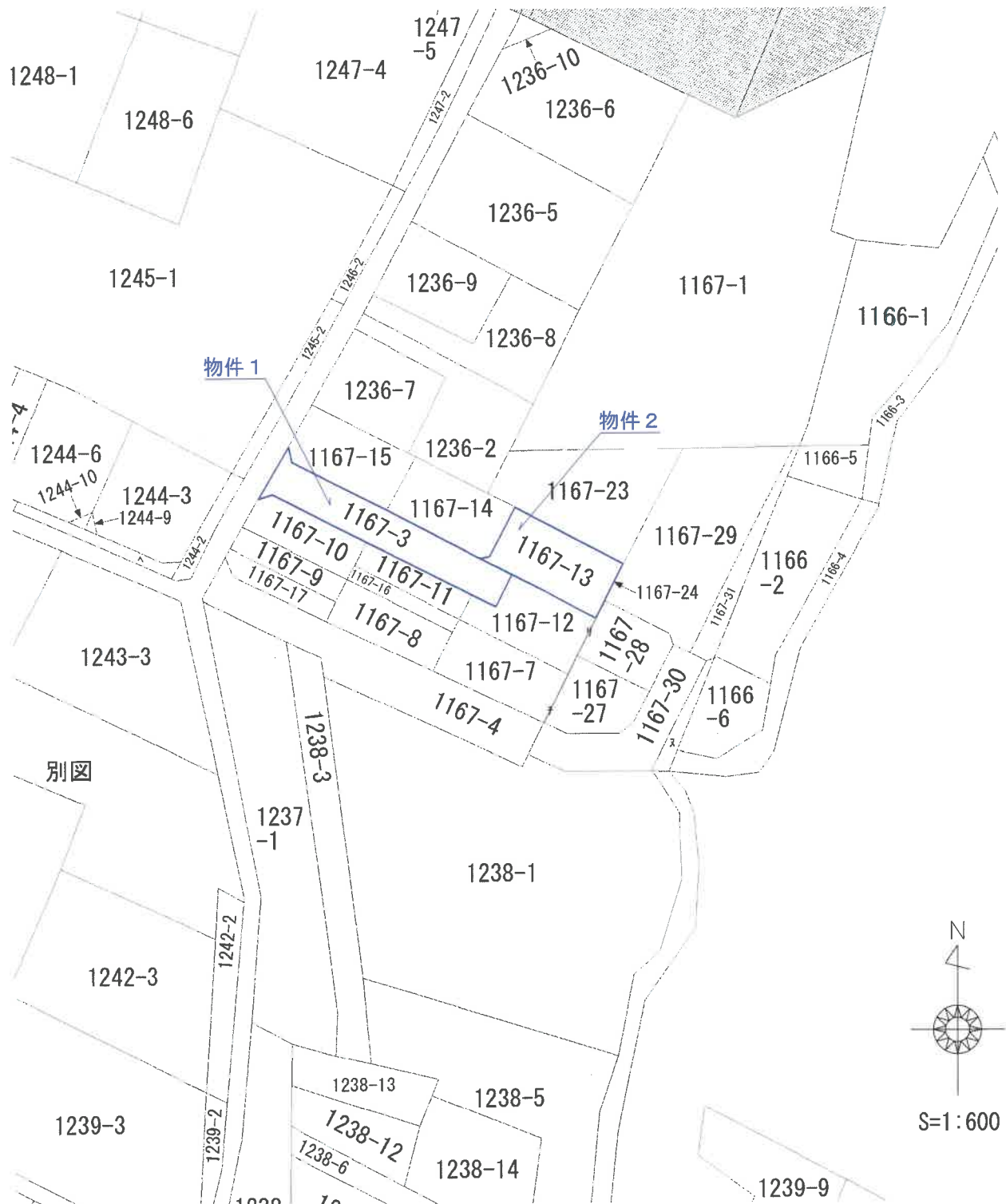
物件位置図



周辺見取図



地図に準ずる図面写



整理番号 045842

1167-7 ~ 1167-15

前測 地積 測量図

1167-3 後測

地番 1167-7

土地の所在 水戸市千波町子地蔵前

昭和 51 年 11 月 27 日 作製者

申請人

地積計算

1167-7
 $49.28 \times 18.28 + 9.421 = 348.86864$
 $= 1/4 \times 178.72432$

1167-8
 $19.30 \times 18.28 + 9.315 = 335.3375$
 $= 1/4 \times 162.66875$

1167-9
 $11.20 \times 26.2 = 635.3 = 112.82928$
 $11.17 \times 26.2 + 1.172 = 169.2652$
 $11.14 \times 21.5 = 239.51$
 $= 1/4 \times 161.6519$

1167-10
 $11.67 \times 5.2 = 60.684 = 14.3782$
 $11.14 \times 9.2 + 10.28 + 8.307 = 190.8628$
 $= 1/4 \times 168.64678$

1167-11
 $18.08 \times 19.32 + 9.20 = 336.288$
 $= 1/4 \times 168.144$

1167-12
 $11.11 \times 12.2 = 288.22 = 32.0544$
 $11.19 \times 10.1 + 9.28 + 4.2 = 246.603$
 $11.10 \times 2.2 = 24.42$
 $= 1/4 \times 168.678$

1167-13
 $11.18 \times 3.5 + 19.154 + 9.154 = 205.9518$
 $11.12 \times 2.2 = 24.464$
 $= 1/4 \times 169.5808$

1167-14
 $11.17 \times 4.5 + 12.52 + 9.986 = 270.5216$
 $11.14 \times 1.1 = 12.254$
 $= 1/4 \times 18.348$

1167-15
 $11.18 \times 5.5 + 12.299 + 9.394 = 318.8905$
 $11.14 \times 1.6 = 17.824$
 $= 1/4 \times 25.648$

1167-16
 $11.14 \times 1.6 = 17.824$
 $= 1/4 \times 172.1928$

1167-17
 $11.14 \times 1.6 = 17.824$
 $= 1/4 \times 116.35$



(茨城土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1/2000

S51.12.6

A3版をA4版に縮小

建物図面

各階平面図

家屋番号	1167番13
建物の所在	水戸市千波町千波町前1167番地13

072918

各階平面図

1 階



求積表

7 6.370 X 2.730 = 17.390100
4 7.280 X 7.280 = 52.998400

合計 70.388500
床面積 70.38 m²

2 階



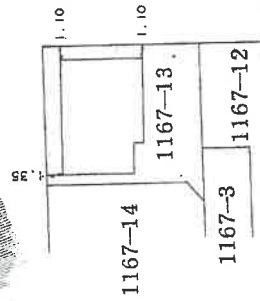
求積表

6.370 X 8.190 = 52.170300
52.170300

床面積 52.17 m²

物件 3

1167-1



縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

6月25日作成

作製者

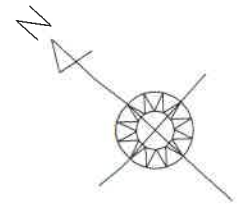
土地調査

(左端) 土地調査 (右端) 縮尺 1/250

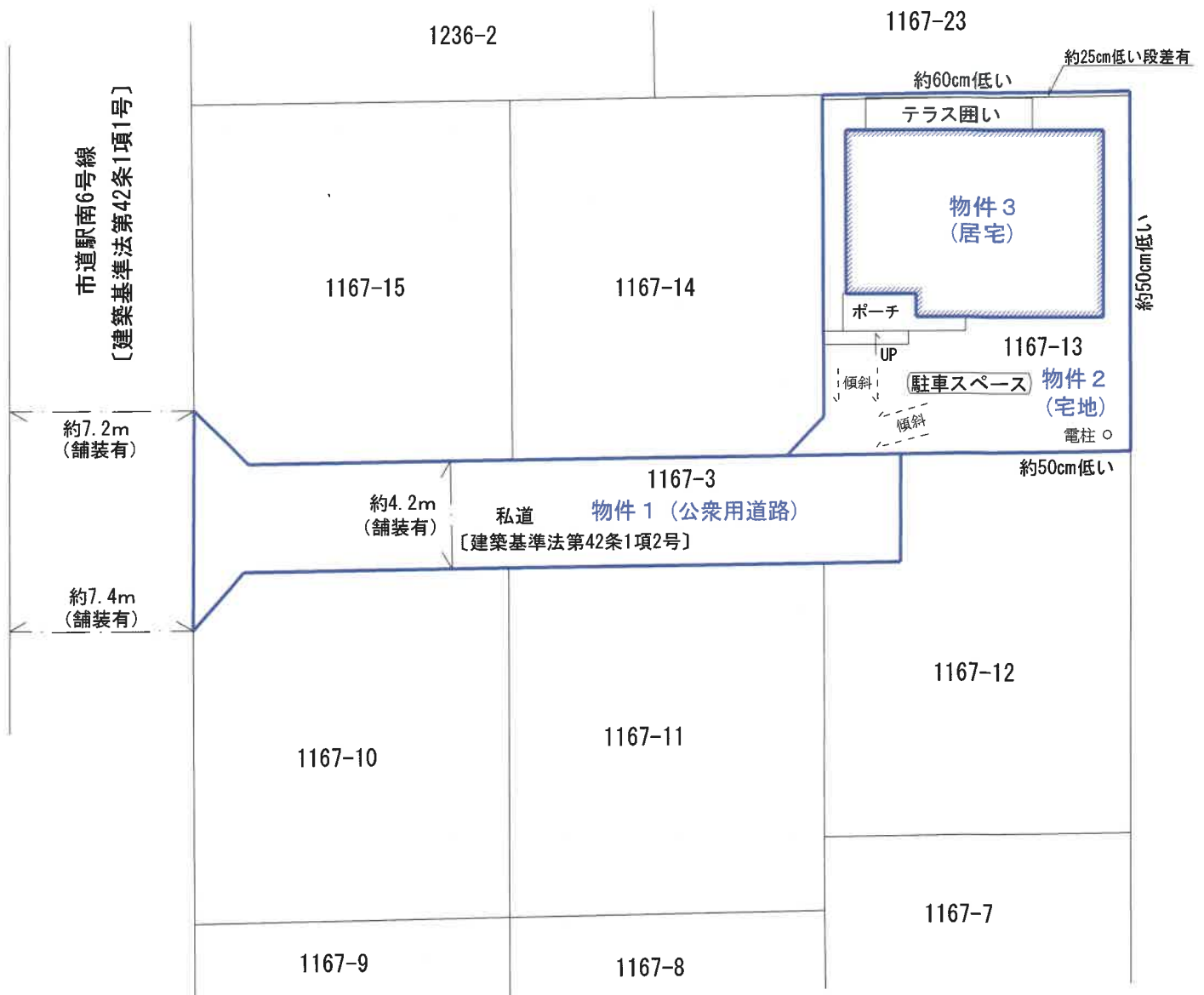
A3版をA4版に縮小

土地建物位置関係図

令和7年（ケ）第 163 号



縮尺約1/250



※この図面は現地概測等により作成したものであり、実測図ではありません。

建物間取図（略図）

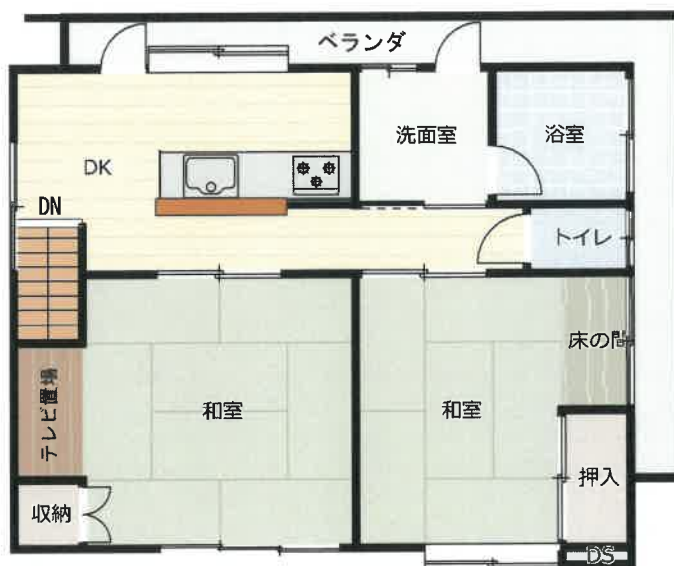
令和7年（ケ）第 163 号

物件3：（居宅）



縮尺約1/100

1階 70.38㎡（登記に同じ）



2階 52.17㎡（登記に同じ）

※図面と現況が異なる場合は現況が優先となります。